

菊陽人りさーち



いわもと ひしお
岩本 尚さん
(新町)

- 趣味 バスケット
- 特技 バスケット
- 将来の夢
菊陽町の職員として働きたい
- やってみたいこと
ディズニーランドへ友達と行きたい
- 両親へ 一生懸命頑張ります。これからもよろしくお願ひします。

【菊陽のおすすめスポット】
菊陽中学校体育館(3年間友達と部活を頑張った思い出の場所)

やまうち みか
山内 美佳さん
(光6町内)

- 趣味 音楽を聴くこと
- 特技 聴いた音楽を楽譜なしで再現すること
- 今後の目標 しっかりした大人になる
- やってみたいこと 今までのことがないことにチャレンジしたい
- 両親へ
ここまで育ててくれてありがとう。これからもよろしくお願ひします。

【菊陽のおすすめスポット】
ささん公園(のんびりしてて好き)



菊陽人りさーちの掲載を希望する人は氏名、年齢、住所、連絡先(昼間)をお知らせください。掲載対象は、小学生以上で菊陽町に住んでいる人です。掲載が決まりましたら、ご連絡します。

■申し込み・問い合わせ
〒869-1192 (住所不要)
菊陽町役場総合政策課 ☎(232) 2112
sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp



菊陽句会報

きくよう文芸

伸びすぎし京菜は予定の半月も早く出しおり安い値段で
木犀の散り敷く夕べ残り香のいまだに消えぬ道帰りゆく
楓葉はくすみまじまに幾日過ぎ一夜の時雨に真赤になりぬ
落ち葉踏み登りし里山われ一人朴の一葉の散るに驚く
来春の酉の木目込み作る時還暦の友の幸福願ふ
山茶花の色とりどりに咲く丘に散る花びらの限りなくして
雨もりで豹柄となる天井を地震のあとと今に気付きぬ
水清き川の辺に人は生きづけり時に氾濫の苦しみを越えて

小康の白煙抱き山眠る 宮川ユキエ
並木銀杏はや一本の散り初むる 井上久美子
手離せる地に這ふ小菊摘みにけり 紫藤 祥子
憂き事も笑ひて飛ばす年忘れ 曾我 育代
白菜の四つ割り並べどの店も 曾我トモ子
矜持秘め施工家業や木の葉髪 村上 朋子
冬茜阿蘇連山をそめにけり 山本 栄子
コスモスの中に佇ちたる花のごと 米山るみ子
晩寒し気合いで抜けし寝床かな 吉田 幸子
寒鰯の汁椀走る脂かな 木村 信子

露の玉朝日に染まりゆく道に 緒方チエ子
愚かしき己を叱りて師走かな 財津 早雪
光芒や神祕に染むる冬茜 原野レイ子
一時雨ありたる裾野影二つ 力 幸子
誕生日師走の二人姉妹 寺尾千代子
海風を受けて逞し石路の花 高橋 孝子
古希迎へ静かに年も暮るるかな 堀川 妙子
花に行く自由のきかぬ冬の蝶 福田 貴子
地震の地の底力なる冬木の芽 佐藤 澄世

梅田 國雄
河北 幸一
佐藤せい子
中村トシエ
古莊喜佐子
山川 カヅ
山口 静子
松本 東亜

ゆたかな心をはぐくむ 人権のひろば 94

人権教育・啓発課 ☎(232) 2113

「しあわせそうだなー」

さくら園 藤本 さわ 紗和(5歳)



仲良しの友達と写る紗和さん(中)



絵の題名「みんなで楽しかったよ」

お母さんとお父さんとお兄ちゃんと弟とわたしで、しゅん兄ちゃん(叔父)の結婚式に行ったよ。しゅん兄ちゃんと結婚したお姉ちゃんは、最初白い服着てて、着物きたりシンデレラのまねして出てきたよ。お姉ちゃんのお友だちがサンタさんのかっこうして踊っていたよ。お姉ちゃんしあわせそうだなーと思ったよ。泣いてたよ。うれしかったんだと思う。お母さんは、弟のおむつ替えたりおっぱい飲ませた

りしてたよ。わたしは、友だちと遊んだりしてた。楽しかったよ。

(先生から)日ごろから家族のこと、生活のことを絵に描くのが好きな紗和さんです。家族で結婚式に出席し、幸せそうな二人を見て、人とのつながりを感じたこと、うれしかったことが伝わってきました。

「部落差別解消推進法」が成立

「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し、2016年12月16日に公布・施行されました。国会では「現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化しています。全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要です。よって、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにして相談体制の充実などについて定める必要があります」と審議され、成立しました。

第一条(目的)では部落差別の解消を推進し部落差別のない社会を実現すること。

第二条(基本理念)では全ての国民が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、部落差別解消への国民の理解を深めることにより部落差別のない社会を実現すること。

第三条(国および地方公共団体の責務)では、国は部落差別解消に関する施策を講じ、地方公共団

体への情報の提供、指導・助言を行うこと。地方公共団体は国との役割分担を踏まえ、その地域の実情に応じた施策を講ずること。

第四条(相談体制の充実)では、国・地方公共団体は、部落差別に対する相談体制の充実を図ること。

第五条(教育および啓発)では、国・地方公共団体は必要な教育および啓発を行うこと。

第六条(部落差別の実態に係る調査)では、国は地方公共団体の協力を得て部落差別の実態に係る調査を行うこととなっています。

部落差別解消の取り組みの中から、子どもたちが小中学校で使う教科書が無償になり、憲法24条「婚姻は両性の合意のみに基づく」の「のみ」という2文字も書き込まれています。部落差別をなくす取り組みが私たちの人権を保障することにつながっています。

同和問題を自分のことに引き寄せ、自分のこととして考えて、この法律の目的のように部落差別のない社会を実現していきましょう。